

基準 7 . 管理運営

7 - 1 . 大学の目的を達成するために、大学及びその設置者の管理運営体制が整備されており、適切に機能していること。

(1) 事実の説明 (現状)

7 - 1 - 大学の目的を達成するために、大学及びその設置者の管理運営体制が整備され、適切に機能しているか。

- ・本学は、まったく新しい理念「人間環境学」による教育研究の構築を目指して創設された大学であり、今日求められている人格教育、教養教育と専門教育との統合を試みている。そのために理事会等と教学部門との連携・意思疎通を図り、協働関係を確立するとともに、各機関の機能分担と連携によって合理的で責任ある意思決定の体制を整えること等を基本方針としている。こうした管理運営の基本方針を踏まえて、以下のような運営機関及びその運営のあり方を規程等で明確に定めている。

学校法人の管理運営体制

- ・管理運営に関する意思決定機関については、「学校法人岡崎学園寄附行為施行細則」(以下「施行細則」という。)において概略次のように規定されている。

(理事会)

- ・理事会は以下の事項について決定するよう定められている。
 - ・法人および法人が設置する学校等の管理および運営に関する基本方針を定める。
 - ・予算、一時の借入金をのぞく借入金、および重要な資産の処分に関する事項。
 - ・決算の承認。
 - ・寄附行為の変更。
 - ・合併および解散。
 - ・理事、理事長、学園長、監事および評議員の選任。
 - ・人事のうち重要と認めたもの。
 - ・学則および教授会規程、そのほか理事会の定める諸規程の制定および変更。
 - ・そのほか重要または異例にわたる事項で理事会において必要と認めた事項。

(理事長)

- ・理事のうちの一人を理事長とし、理事総数の過半数の議決によって選任される。理事長は、この法人を代表し、その業務を総理すると定められており、理事会は、法人および法人が設置する学校等の業務のうち前項に定められた事項以外の業務を理事長に委任している。

教学部門の管理運営体制

- ・教学部門の管理運営に関しては、「施行細則」ならびに「学校法人岡崎学園組織管理規程」(以下「組織管理規程」という。) 「人間環境大学 学則」(以下「学則」という。) 等によって定められている。

(学長)

- ・理事長は法人の設置する人間環境大学の管理および運営に関する業務のうち、教育研究に関する業務を学長に委任する。学長はこの委任を受けて大学の校務を掌り、所属職員を統督する。

(教授会)

- ・教授会は学長の諮問機関として大学の教育研究に関する事項を審議する。
(研究科委員会)
- ・研究科に属する専任教員で構成され、大学院人間環境学研究科の教育研究に関わる問題の一切をこの会議で扱う。
(学部長および研究科長、学科長、学生部長、図書館長、研究所長、事務局長)
- ・学部長、研究科長、学科長、学生部長、図書館長、研究所長はそれぞれ理事長によって任命され、学長の命を受けて、学部、研究科、学科についてはその専属事項を分掌、学生部、図書館、研究所については所掌事項を掌る。事務局長は理事長が任命し、理事長の命を受け所掌事項を掌る。学部長、学科長、事務局長はそれぞれ所属職員を指導することとなっている。

7 - 1 - 管理運営に関わる役員等の選考や採用に関する規程が明確に示されているか。
法人の役員等の選任

- ・役員等の選任に関しては、「学校法人岡崎学園寄附行為」(以下「寄附行為」という。)において定められ明示されている。
(役員)
- ・役員は、8人以上9人以内の理事と2名の監事で構成されている。
- ・理事は、「学長ならびに校長(校長が複数名のときは、その内の1人以上2人以内)」、「評議員のうちから評議員会の選任したもの3人」、「学識経験者のうちから理事会の選任した者3人以上4人以内」と定められている。また、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族が一人を超えて含まれてはならないとされている。
- ・監事については、「法人の理事、職員又は評議員以外のものであって、理事会において選出した候補者のうちから評議員会の同意を得て、理事長が選任する」となっている。
(評議員)
- ・評議員会は、17人以上21人以内の評議員から組織され、その選任方法についても明示されている。すなわち、「この法人の職員のうちから、理事会において選任した者5人以上6人以内」、「この法人の設置する学校を卒業したもので年齢25年以上のものの中から、理事会において選任した者4人以上5人以内」、「理事のうちから理事会において選任した者2人以上3人以内」、「学識経験者のうちから、理事会において選任した者6人以上7人以内」となっている。

学長等の選任

- ・学長の任用については、「組織管理規程」において、「学長選考規程」により選考し任用することと明示されている。学長の任期は4年であり、再任の場合の任期も4年となる。前学長の辞任または欠員により任用された場合は、前学長の残任期間となる。
- ・学部長および研究科長、学科長、学生部長、図書館長、研究所長の任用に関しては、それぞれ「選考規程」が整備されており、それにしたがって任用されている。

(2) 7-1の自己評価

- ・本学園の意思決定に関しては「寄附行為」および「施行細則」、並びに他の学園諸規程、「学則」等に詳細に定められており、意思決定に至る手続きには問題がなく、法人、理

事会、理事長、学長、教授会、附属施設など学園及び大学の運営管理に関わる諸機関は定められているとおり機能している。

- ・大学の管理および運営に関する業務のうち、教育研究に関する業務については、学長に委任されており、機能分担を明らかにしている。
- ・平成 19(2007)年度は、財務監査について、学園監事による監査は年 1 回、監査法人トーマツによるものが日数で 14 日間実施された。学園監事監査の回数を増やすことは、スケジュール等から困難な状況であるため、トーマツによる監査結果を会計実務に即反映させ、財務帳票の質を高めることで、より効率的な学園監事監査が可能となるよう努めている。

(3) 7-1 の改善・向上方策（将来計画）

- ・外部監査の役割強化や適切な情報公開の必要性に鑑み、管理運営体制のさらなる改善と透明化を図っていく計画である。

7-2 . 管理部門と教学部門の連携が適切になされていること。

(1) 事実の説明（現状）

7-2 - 管理部門と教学部門の連携が適切になされているか。

- ・私立学校法の改正（平成 17(2005)年 4 月施行）を機に、「寄附行為」の改定を行い、理事長を中心とする適正、迅速な法人の管理運営制度の確立を図っている。その一方で、学長は、大学の管理及び運営に関する業務のうち、教育研究の業務を掌り、所属職員を統督することとされている。両者の連携、連絡、調整に関しては、理事会には、学長が理事として選任され、また、評議員会には、学長は評議員として選任されており、学長は設置者と大学との間の合意形成をはかる役割を果たしている。法人組織と教学組織との連絡調整は、理事長と学長が中心となって行っている。
- ・法人組織と教学組織の連携は、このように従来から緊密であったが、平成 19(2007)年度より経営企画会議を設置して、より一層緊密な連携を取る試みが行われている。経営企画会議は、理事長、学長、法人事務長、大学事務局長、その他理事長及び学長がともに認めた者から構成されており、そこで合意に至った事項については、審議事項に応じて、法人及び大学の定める所定の手続きを経て実施することとなっている。

(2) 7-2 の自己評価

- ・これまでも、学長が設置者と大学のあいだの合意形成を図り、理事長と学長が中心となって法人組織と教学組織との連絡調整に努めていたが、平成 19(2007)年度より経営企画会議を設置して一層の連携を図る試みを行った。平成 20(2008)年度よりは、理事長と教員が直接懇談する機会を年に 3、4 回設けることとなっている。

(3) 7-2 の改善・向上方策（将来計画）

- ・今後も学長を頂点とした教育研究組織の充実に務め、経営企画会議の成果を踏まえながら、なお一層の協働関係を築くための組織作りを行いたい。

7 - 3 . 自己点検・評価等の結果が運営に反映されていること。

(1) 事実の説明 (現状)

7 - 3 - 教育研究活動の改善及び水準の向上を図るために、自己点検・評価活動等の取組みがなされているか。

・本学前身の岡崎学園国際短期大学においても、既に、恒常的な自己点検活動が行われてきたが、平成 12(2000)年の大学設立以来、自己点検・評価活動をさらに充実させるため、この活動を担う学内組織の整備がすすめられてきた。完成年度である平成 15(2003)年度において総体的な自己点検・評価を行い、その結果を広く公表するために、平成 14 年度より自己点検評価報告書作成活動を含めた組織体制を整備し、『自己点検・評価報告書 2003』の作成刊行に至っている。

・自己点検・評価における基本的な考えと活動の進め方は次のようなものである。

大学設立の理念の実現という点に関し、教育研究の組織体制、活動についての点検評価活動を行う。

自己点検評価の項目および基準については日本高等教育評価機構の基準に準じ、さらに大学の理念、教育研究組織及び体制の特性を十分に考慮する。

自己点検・評価の方法・計画については人間環境大学自己評価委員会が大学の理念・目的、教育研究組織、体制の特色に考慮した上で提案し、学長およびその補佐するところの運営会議の承認を得て実施に移す。

・自己点検・評価の実施方法は、以下のとおりである。

自己評価委員会が点検評価項目となる事項を署掌する各委員会および委員会が適当であると認める教職員に協力を得て、自己点検・評価および報告書作成の体制を組織する。

自己点検・評価を実施活動の上で承認が必要と認められる事項に関して学長および運営委員会に報告し、承認を得る。

自己評価委員会およびこれに協力する教職員の報告する各自己点検・評価項目について、自己評価委員会において基準に照らして検討し、結果を学長に報告する。

学生からの評価については、自己評価委員会において評価の取り方など適切な方法を検討し、実施する。

7 - 3 - 自己点検・評価活動等の結果が学内外に公表され、かつ大学の運営に反映されているか。

・自己点検・評価の結果については、『自己点検・評価報告書 2003』(以下『報告書 2003』という。)が作成、刊行されている。

・自己点検・評価の結果を大学運営に反映する仕組みについて、「自己評価委員会規程」では、「点検評価の結果を理事会に報告し、また本学の発展に資するため、関係委員会等と緊密な連絡を取り、これを積極的に活用するよう努力するものとする」と定められている。すなわち、自己評価委員会は自己点検・評価報告書において指摘された事項の改善の実施に関して継続的に点検し、関係組織などに対し必要な助言、指導を行うことができる。

(2) 7 - 3 の自己評価

- ・『報告書 2003』について、平成 19(2007)年度にその検証が行われたが、『報告書 2003』の中で【将来の改善・改革に向けた方策】として指摘された事項の多くが改善されており、自己点検・評価活動が大学運営に反映されていることが証明された。
- ・本学の規模など諸制約を考慮するならば、現時点における大学点検・評価活動の体制は最善のものと考えることが出来る。ただし、『報告書 2003』にも指摘されているとおり、自己点検評価活動を推進すべき委員及び協力する教職員と各種委員会などにおいて活動する教職員が、大学の規模から考えて当然に重なってくるという点で、具体的な各事項に関して評価される者と評価する者とが同一であるという問題が残されている。

(3) 7 - 3 の改善・向上方策 (将来計画)

- ・評価する者と評価される者とが同一であるとはいえ、もちろん、客観的な基準において誠実に検証するものであるから、そこに何らかの恣意が入り込む余地はない。また、本学のような小規模の大学にあっては、重大な問題点は誰の目にも明らかに見えているであろう。その改善の方策について議論する場として、自己評価委員会以外の場、たとえば将来計画委員会などの場において議論していきたい。

〔基準 7 の自己評価〕

- ・本学園の意思決定に関しては諸規程に詳細に定められており、意思決定に至る手続きには問題がなく、法人の管理運営は十分機能しているといえる。
- ・法人と教学部門の連携に関しては、経営企画会議を導入するなど、より緊密な連携を図る試みがなされており、今後の効果が期待される。
- ・自己点検・評価活動は適切に大学運営に反映されており、本学の規模など諸制約を考慮するならば、現時点における自己点検・評価活動の体制は最善のものと考えることが出来る。

〔基準 7 の改善・向上方策 (将来計画)〕

- ・経営企画会議の試みは始まったばかりであり、その効果については、期待されてはいるものの未知数である。その成果を見極めつつ、強化する方向で今後の組織改革をすすめて行く。ただし、経営に関する理事会の責任と権限、教育研究に関する教授会の責任と権限とを尊重した、適切な運営が必要である。
- ・今のままでは理事会、特にその事務組織が弱体であることは明らかであり、その改善策を講じる必要がある。平成 20(2008)年度の試みとしては、理事長と教授会の懇談を年に 3、4 回実施する予定で、具体的な強化策については、その懇談の結果などを踏まえて検討していきたい。